



第11回 みなとビアガーデン



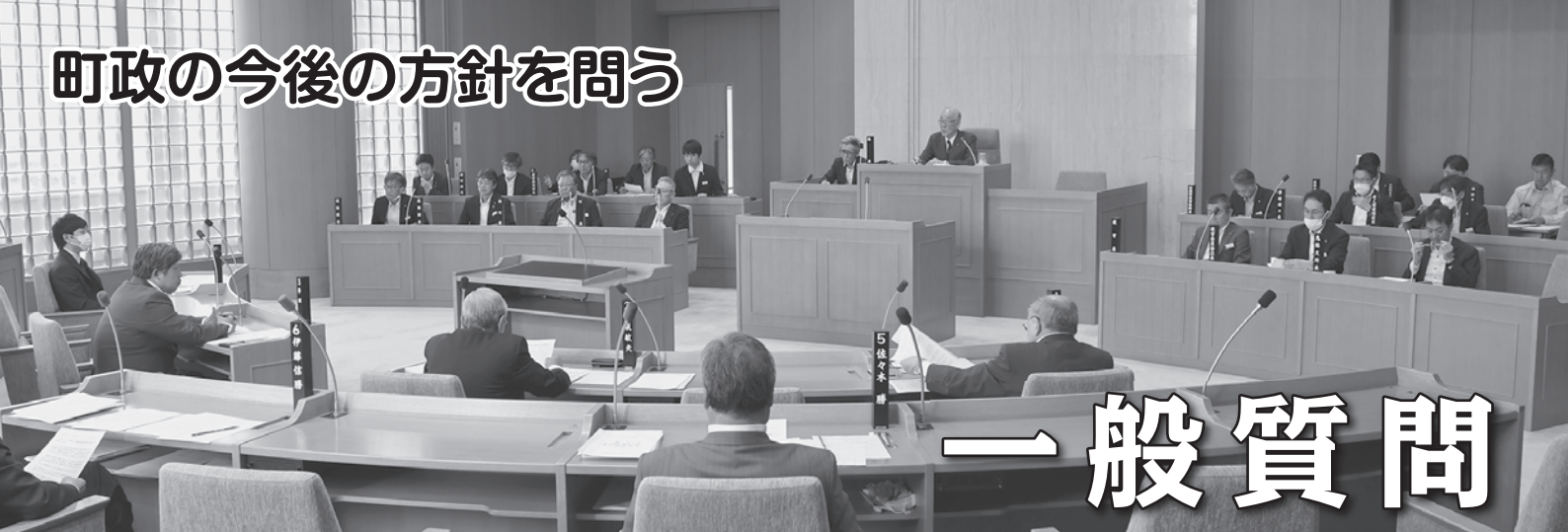
定例会6月会議

【主な記事】

- 一般質問 2～5
- 議案審議・行政報告 6～7
- 委員会レポート・議会日誌 8

令和8年8月

NO 211



一般質問

高坂 敏夫 議員

～家庭用照明器具LED 交換対応について～



高坂議員 2023年に開催された水銀に関する締約国会議において、水銀使用製品である照明用蛍光灯の製造及び輸出入は、2027年末をもって全面的に禁止されることが決定されました。これに伴

い、一般家庭においてもLED照明への切り替えは、避けられません。当町では、まだ多くの世帯が蛍光灯を使用している状況にあり、既存の照明器具をLEDに交換する場合、設備工事が必要なケースが多く、導入するための費用がネックになってきます。今、直面している蛍光灯2027年問題について、何か町として対応を考えているのか、町長の所見を伺います。

町長 照明器具のLEDの交換についての経緯であります。2025年末から2027年末までに段階的に廃止することが決定されており、我が国においても関係法令の改正が行われました。これに伴い、2026年末までにコンパクト型蛍光灯や一部の直管型蛍光灯が、2027年末までにすべての一般照明用蛍光灯の製造及び輸出入が廃止されることになりましたが、廃止前に製造等がされた蛍光灯については、使用・販売・購入は禁止されておりませんので、現在使用している器具等につきましては、引き続き使用できるとされております。また、多

くの世帯が蛍光灯を使用している状況にあることでは、町としてLED照明の普及状況は把握しておりませんが、まだまだそのような状況なのだろうというふうに想像しております。さて、LED化の方法としては、ランプをLEDに取り替える方法と器具ごと交換する方法が考えられますが、古い器具でのLEDランプの交換・取付けは経年劣化の影響により、場合によっては発火や機器の故障等の危険があるとの注意喚起がされているところですが、照明器具については、耐用年数が約10年程度、耐用期限が15年とされており、設置から10年以上経過している器具につきましては、事故を未然に防ぐ観点からも、器具の交換を検討して頂ければと考えております。費用面から見ますと、器具の交換については、一番使用頻度が高い居室では、引っかけシーリングと言われるワンタッチで脱着できるソケット式のものが主流になっていいると思われますので、電気設備工事は不要な場合が多いと考えておりますが、一部の埋め込み式や浴室などの特殊な照明器具につい

ては、取替工事等が必要になると認識しております。また、LEDに交換することによって、電気料金は4割から6割程度下がり、ランプも3から4倍程度長持ちするということから、価格的には蛍光灯より若干割高感があるなど、一時的な負担感はあるものと推察いたしますが、長い目で見るとLEDへの交換によるメリットの方が大きいのではないかと考えております。一度に全ての蛍光灯をLED照明に取り替える必要もありませんので、現在使用している蛍光灯が切れたり、または器具が故障したタイミングなどで、器具ごと交換するなど、各家庭の状況に応じた対応をして頂きたいと考えております。使用状況により各家庭において対処頂きたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

高坂議員(再質問) 当町では、令和5年に利礼3町共同によるゼロカーボンシティ宣言、令和6年には地球温暖化実行計画を策定し、その間、温室効果ガス排気量削減などの対策を講じ、脱炭素社会に向けて取り組んでいます。一般家庭

町長 今年度は、役場庁舎も多額の経費がかかりますがLED化にしていけますけれども、その他の公共施設についても、予算措置もしておりますので、そういったことでは国の方針通りにできると思いますが、町としても令和6年4月に地球温暖化実行計画を策定しまして、いろいろとLED化も進めたり、電気自動車を購入したり、そういったことでは着実に地球温暖化対策を講じてきていると思っておりますし、一般家庭につきましては、来年度予算等のことも考えまして、支援をとい

ていく部分もありますので、町の財政面を考えると、お気持ちは十分理解しておりますけれども、私の今の段階としての考えでは、各家庭で対応してほしいというふうに考えております。

教育長 現存の廃校となった校舎は、昭和58年に校舎が落成し、昭和46年に整備された特別教室が平成7年に大改修され、屋体については、昭和47年に新築されたものを一体としながら、屋体は54年、校舎は43年、特別教室は31年が経過しております。ご承知の通り、鬼脇地区の小中併置校

ご質問については、4つの要旨であると思いますので、それぞれについてお答えいたしますと、まず1つ目の現時点の劣化状況については、築年数の経過から外装及び屋根のトタン部分の錆等は見受けられますが、校舎屋上及び特別教室、屋体屋根のトタン部分の破損は無いものと現時点では確認しております。内部については、経年劣化による破損等は見受けられますが、施設全体としては喫緊に崩壊するような前兆は見られておりません。2つ目は、管理状況に対する認識ということですが、廃校校舎ということでは校舎の施設管理は年間を通じて行っており、所管する各施設の物品の一時保管や地域の行事イベント等で使用する資機材なども保管しているこ

とから、その都度使用の際の管理等をし、第三者の建物の侵入は出来ない状況となっております。3つ目の解体の意思についてですが、廃校から8年が経過し、今、維持管理の面から旧校舎のあり方を慎重かつ現実的に見極める上で、極めて重要な時期であると認識しており、活用の可能性を含めながらこれまでも検討してまいりました。解体における検討内容としては、周辺の状況から解体分別できる敷地でも無いことから、3つの工程でそれぞれの棟ごとに作業やードを確保しながら、複数年での実施の解体費用を積算してまいりましたが、多額の費用を要することを確認しております。4つ目の今後の計画ということでは、これまでの検討の経緯を含め、危険校舎という制約を抱える廃校施設の転用・活用についても視野を広げ、全国の先進事例や本町における現状や実態等から、一部の棟を残しつつ、歴史的貯蔵庫や文化財収蔵庫として、不特定多数が常時滞在しない形態の活用、そして地域の特産品の加工工場、サテライトオフィスとしての民間事業者に貸し付けしている事例などを参考に教育財産の処分が必要とあれば、町長への提案をさせて頂きながらも安全性への配慮を最優先とし、引き続き協議・検討を進めてまいりますので、ご理解頂きたいと思ひます。

上田議員(再質問) 先日校舎

がいたずらされ、窓ガラスにコンパネを張って対応したかと思ひますが、あのまま残しておけばそういうことを誘発したり、近くの住人にとってもあまり気持ちのいい建物ではないと思ひます。町長も執行方針の中で次世代に負担をかけない財政運営をと言っておられますが、次の世代につけを回さないという意味から、町長の今の任期中に何らかの用途と言ひますが、再利用計画なども含めて、今後についての町長の考えをお聞かせください。

町長 教育長からこれまでの

経緯、経過等の説明がありましたが、現在の解体にかかる期限が令和10年3月31日までとなっております。あの建物を再利用することはおそらくできないと、危険校舎なので耐震化が必要であり、その後、



貸したり、売買したりしないといけないわけですから、その耐震化を図るお金もかかりますし、最終的には期限を延ばすのか、解体するのか、どちらかしかないというふうに思っております。校舎が新しくなった段階で壊してしまえば、一番良かったのでしようけれども、再利用したいという地域の声も当時あったことから、あのままになつてゐるわけです。そういった中で解体費がどんどん膨らんで行つて、当初の試算では数千万円だったものが、昨年あたりで3億円かかる見込みで、来年度再来年あたりでは4億円以上かかるだろうと、なのでその財源をどうするかということ

で、国に対して、新しい良い制度がないのか検討してもらつてゐますし、確かに質問にもありましたように、次世代に迷惑をかけない対応をしなければならぬということであれば、例えば、来年解体したとして、4億円の借金をしたとしても次の年に残つていくわけで、次世代に負担をかけないというのは、いろいろとありますが、今のうちにやつてしまつても、借金をすれば次世代に迷惑が掛かりますし、なので少しでも負担がかからないような方法を考えながらやろうとされているのですが、なかなか厳しい状況にあります。あの建物は、それなりに頑丈な建物だから、ちょっとした強風や雨などでは、迷惑をかけるような建物ではないので、基本は解体しなればなりません。財源を見ながら、町の財政運営を見ながらやつて行きたいと思ひておりますので、早急にやりますとは言えませんが、令和10年の3月31日には期限が来ますので、その時には、またどうするか、答弁したいというふうに思ひておりますので、ご理解願ひたいと思ひます。

上田議員(再々質問) 私も今

年、来年などでできると思ひておりますが、あの校舎に何も関係のない今の子供たちや次の世代に残して負担させるのは違うと思ひてゐます。また、町も空き家対策で計画を作つて行くとしておりますが、町民からすれば町自身の空き家もどうにかするのが当然であると思ひられます。今の任期中にいつまでに壊すなど、計画や解体方法なり、町民が放置されたままではないと思ひえるような目途をつけていたきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

町長 管理の方は、教育委員

会でしつかりやつてくれると思ひますが、いづとうすんだということでは、先ほど言ひましたように、いつやりますとは言えませんが、公共施設の空き家等も放置したままではいられないと思ひております。ただ、再利用の関係では、あの建物は防災計画で避難区域になつてゐますので、再利用は難しい部分もありますので、その辺も念頭に置きながら検討していきたいと思ひておりますので、ご理解賜りたい。

岡本晴樹議員

～主要道々沓形・仙法志・鴛泊線の 道路改良及び保全について～



岡本議員 鴛泊から湾内地区の海岸護岸の老朽化による消波ブロックの破損沈下により、消波の効果低下しており、道路に越波が繰り返し防護柵、家屋に塩害の影響を及ぼすなど、また、越波状況により交通障害に及ぶことが多々あります。早急にブロックの嵩上げを関係省庁に要望していたきたい。また、旭浜から石崎まで、金崎から沼浦までの道道では、立木の枝がセンターライン付近まで張り出し、オーバーハング状態で落下や倒木の危険が考えられます。合わせてこの地区は、歩道が設置されていない場所です。で、片側でも歩道設置の要望も含め、重要な観光路線でありますので、関係省庁と協議の上、早期の施工をお願いしていただきたいと思いますが、町長の所見を伺います。

町長 道路改良及び保全について3項目のご質問かと思いますが、消波ブロックや護岸について、日常的に状況把握に努めておりますが、今回質問にあります鴛泊から湾内地区における消波ブロックの破損及び沈下につきましては、北海道建設管理部と協議を行

ったところ、破損箇所や越波箇所が複数存在しており、現時点では具体的な箇所の特定が十分でないことから、町と建設管理部及び維持管理受託者により現地確認を行い、破損・沈下の状況及びその要因の把握と資料整理を進めることとしております。また、消波ブロックの沈下や機能低下が確認された場合につきましては、維持修繕による対応は困難であり、事業規模の大きな対策が必要となることから、現地調査結果を踏まえて必要な資料を整理した上で、社会資本整備要望として北海道へ要望してまいります。

次に、道路沿線の樹木の剪定につきまして、当該路線は観光シーズンには観光客や大型観光バス利用が多い主要な道路であることから、安全な通行の確保が重要であると認識しております。対象箇所の範囲が広く具体的な場所の特定のため現地確認を実施し、北海道において管理区分を整理した上で、道路敷地内の支障木については伐採・剪定等の対応を行い、民有地内の樹木については、土地所有者と個別に協議を進めることとしております。

最後に、歩道整備及び道路改良につきましては、当該区間において道路幅員が狭い箇所や見通しの悪いカーブ、歩道未整備区間が存在しており、道路利用者の安全確保が課題となっております。町では、これまでも社会資本整備要望として、北海道へ継続的に要望を行っており、道道沓形仙法志鴛泊線につきましては、野中地区、沼浦・金崎地区、旭浜・鯉泊地区、雄志志内地区など、複数の未改良区間が存在していることから、それぞれの区間での危険性や緊急性、交通利用の状況等を踏まえ、優先順位をつけて要望しているところであり、特に、旭浜地区から鯉泊地区に



つきましては、一部区間の改良は完了しておりますが、依然として狭隘区間や歩道未整備区間が残されていることから、優先度の高いAランクとして位置付け、早期事業化を要望しております。また、沼浦・金崎地区につきましても、オタダマリ沼や白い恋人の丘など、本町を代表する観光地へ通じる重要な区間であり、歩道設置及び車道拡幅整備について、継続して要望しているところであり、これらの課題は、道路利用者の安全確保、地域振興にも大きく関わる重要な課題であることから、今後につきましても、適切な維持管理の実施と道路改良事業の早期着手に向け、引き続き北海道へ強く要望してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

岡本議員 この件につきましては、建設管理部利尻出張所の方も積極的に調査に随行されて先日調査したところでありますが、今後も力強い要望と早期の着工に向けて、働きかけをお願いいたします。



■6月会議で審議された議件

専決処分

■専決処分（利尻富士町税賦課徴収条例の一部改正の承認を求めることについて）

賦課徴収、町民税、固定資産税、軽自動車税、それ
ぞれに関する規定を整備するもの

【承認】

■専決処分（令和7年度 利尻富士町一般会計補正
予算（第10号）の承認を求めることについて）

歳入歳出それぞれ733万4千円減額し、総額を63
億3,532万1千円と定めるもの

【承認】

条例改正等

■利尻富士町税賦課徴収条例の一部改正について

町民税及び固定資産税に関する規定を整備するもの

【原案可決】

■利尻富士町国民健康保険条例の一部改正につい
て

課税限度額及び軽減対象となる所得基準額の引上げ、
税率の改正及び新設、子ども・子育て支援納付金課
税額に係る軽減の新設に伴う一部改正【原案可決】

■利尻富士町犯罪被害者等支援条例の制定について
被害直後の迅速な見舞金の支給に対応するとともに、
支援の基本理念等を定めることにより、犯罪被害者
やその家族が再び平穏な生活を営めるよう支援する
ため、本条例を制定するもの

【原案可決】

質疑

◎平田議員 見舞金支給の詳細については、規則で
定めとなっておりますが、遺族見舞金の30万円に
ついては、町民以外でも支給されるのか。

△企画政策課長 この条例の詳細については、規則
で定めるとなっており、また対象者は、町民という
ことになっておりますが、遺族見舞金及び傷病見舞
金については、犯罪が行われた地点で町内に住所を
有していることとしておりますが、遺族見舞金につ
いては、町外の方でも対象となります。

補正予算

■令和8年度利尻富士町一般会計補正予算（第2号）
歳入歳出それぞれ628万7千円追加し、総額を57
億5,758万7千円と定めるもの

【原案可決】

質疑

◎佐々木議員 医療技術者等職員就労奨励金に関連
しまして、今年4月から秀峰園に中国からの外国人
労働者が2名就労されましたが、すでに2ヶ月半ほ
どが経過しましたが、どのような状況なのか。

もう1点は、商工業振興事業に関連しまして、沼
浦休憩舎の中に2件の業者が売店をやっていたが、
春に不幸があり1件が閉店している状況かと思いま
すが、その辺について伺います。

△秀峰園長 町内初の外国人労働者ということでは、
受入に際し色々準備をし、対応しているところで
すが、仕事の方では、入居者の皆さんや職員ともし
っかり会話を含めた交流もできておりますし、言葉
によるトラブル等もないと聞いております。生活の
方では職員同士の交流も深めており、一緒に買い物
に出かけるなど、時間がある時には自転車で島の景
色なども楽しんでいっていると聞いております。2人とも
今のところ困ったことはないとのことと、事務所で
も引き続きサポートしつつ、今後は、島もイベント
で賑やかな時期を迎えますので、可能な範囲でイベ
ント等も楽しんでもらいたいと考えております。

△産業振興課長 昨年まで沼浦休憩舎で事業を実施
していた方に不幸があったことによりまして、店舗
内にある設備や備品等が残っているということで、
相続上の手続きに時間を要しているということが、
主な要因となっております。基本的に町と売店事業
者との契約は、建物の一部の使用を賃貸借するため
の契約でして、建物以外の設備や備品などの動産は
各事業者のものであり、その権利に
ついては町が関与
できるものではあ
りませんので、今
その相続人の中の
1人の方と連絡を
取っているものと
進めておりますが、
いずれにしまして
も、町としては、
あの施設内となる
べく早く営業が開
始できるよう、相
続人の承諾をいた



だくための手続きを現状行っているということ、ご理解願いたいと思います。

□令和8年度利尻富士町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ106万円追加し、総額を2億9,209万7千円と定めるもの
【原案可決】

契 約

□職員住宅建設工事請負契約について

契約方法 指名競争入札

契約金額 1億1,055万円

相手方 山本建設(株) 代表取締役 山本義憲

工 期 令和9年3月15日まで

【原案可決】

□庁舎照明LED化工事請負契約について

契約方法 指名競争入札

契約金額 6,050万円

相手方 (株)丸善ワタナベ 代表取締役 渡邊善哉

工 期 令和9年3月25日まで

【原案可決】

そ の 他

□鴛泊・鬼脇辺地に係る総合整備計画の変更について

鴛泊辺地・鬼脇辺地計画の変更

【原案可決】

□利尻尻島振興公社の経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項に基づく、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの決算並びに令和8年度事業計画等の報告

□意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出
【原案可決通り可決し関係省庁へ送付】

行政報告

①令和7年度各会計実質収支見込み

一 般 会 計	63,705千円	港 湾 整 備 特 会	202千円
国 保 事 業 特 会	5,915千円	後 期 高 齢 特 会	470千円
介 護 保 険 特 会	13,413千円	介護サービス特会	10,778千円
歯 科 施 設 特 会	3,401千円	国 保 施 設 特 会	2,188千円
簡 水 事 業 会 計	15,162千円	下水道事業会計	16,863千円

※全会計、黒字決算の見込み

②感謝状の授与について

陸上自衛隊名寄駐屯地司令から国防の重要性を深く認識され、自衛隊に対する理解の促進及び親善の増進に寄与、また新たに防災監を設置するなど、防災基盤の育成に大きく貢献されたことにより、6月7日に授与しました。

【定例会5月会議】 (5月13日)

□除雪ドーザーの取得契約について

契約方法 指名競争入札による契約

契約金額 4,290万円

相手方 稚内市はまなす3丁目3番11号

吉川自動車(株)

代表取締役 貝森 好文

納 期 令和9年3月15日まで

【原案可決】

□空港ロータリー除雪車の取得契約について

契約方法 指名競争入札による契約

契約金額 9,636万円

相手方 稚内市はまなす3丁目3番11号

吉川自動車(株)

代表取締役 貝森 好文

納 期 令和10年3月31日まで

【原案可決】

□令和8年度 利尻富士町一般会計補正予算(第1号)

債務負担行為の追加によるもの

【原案可決】

【定例会7月会議】 (7月21日)

□鴛泊スキー場ヒュッテ建設工事請負契約について

契約方法 指名競争入札による契約

契約金額 89,100万円

相手方 (株)雨森組 代表取締役 浜塚 憲

工 期 令和8年12月28日まで

【原案可決】

編集後記

利尻富士町にも夏と共に1年で一番忙しい季節がやってきました。本州では、梅雨明けの猛暑で連日35度超えの日が続いていますが、町民の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

さて、町内の状況を見ますと、漁業と観光の二大産業は、観光関係では、目下のところ例年通り推移が見込まれる予測ですが、基幹産業である漁業では、バフンウニの採取生産では、今までにない減産が予想され、さらに天然昆布についても同様な状況下ではないかと予想されております。

我が町利尻富士町は、雨による災害も少なく、熱中症になる気温にもなっていませんが、油断はできませんので体調管理には十分注意し、残る夏の日を満喫してお過ごしください。

町民皆様の健康とご多幸をご祈念いたします。

広報・広聴常任委員会一同

議会に行こう!

議会傍聴は議会活動に触れるもっとも身近な方法です。皆さんの選んだ議員の活動や町政の方針などを是非ご覧ください。会議当日の受付で傍聴できますので、役場3階傍聴席入口までお越しください。



広報・広聴常任委員会

委員長／佐々木 勝

副委員長／高坂 敏夫

委員／戸嶋 郁夫

上田光斗夢

大森 智樹

飯田 睦穂

平田 徹

伊藤 信勝

岡本 晴樹

議会の詳しい情報は利尻富士町ホームページへ

<http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp>

委員会レポート

■広報・広聴常任委員会 (5月13日)

議会だより利尻富士No.210の編集についての調査及び協議

■議会運営委員会 (6月12日)

定例会6月会議の運営についての協議

議会日誌

- 5月24日 令和8年度利尻富士町消防団演習
- 25日 奥の院春季例大祭
- 26日 令和8年度利尻富士町商工会通常総会
- 28日 利尻富士町漁業後継者報償贈呈式
令和8年度宗谷管内議会事務局協議会総会
(中頓別町)
- 6月1日 利尻山登山安全祈願祭
- 6日 第24回利尻島一周悠遊覧人G前夜祭
- 7日 名寄駐屯地創立73周年記念式典(名寄市)
- 9日 北海道離島振興町村議会議長会総会並びに
北海道町村議会議長会定期総会(札幌市)
- 12日 議会運営委員会
- 13日 利尻島振興公社株主総会
- 18日 定例会6月会議
- 23日 利尻富士町戦没者追悼式
- 24日 公営企業会計決算審査
- 7月2日 全道町村議会議員研修会(札幌市)
離島5町議会議員交流会(札幌市)
- 4日 消防操法訓練大会壮行会
- 16日 ハートランドフェリー進水式(広島県)
- 21日 定例会7月会議
広報・広聴常任委員会
- 26日 第52回北海島まつり(鬼脇地区)
- 30日 飛鳥Ⅲ入港記念セレモニー
- 8月3日 第52回北海島まつり(鴛泊地区)

議会議長あての文書は 直接議会事務局へ

議会議長あての文書や案内状は、日程等の調整をする必要がありますので、恐れ入りますが直接議会事務局へお送り願います。

●送付先: 利尻富士町役場3F

利尻富士町議会事務局(議会議長)宛

直通電話: (0163)82-2512

メール: gikai@town.rishirifuji.hokkaido.jp